

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等				
1-5	第 1 章 総則 （略） 2 指定地方行政機関 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>札幌管区 気象台</td><td>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</td></tr></table>	札幌管区 気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	第 1 章 総則 （略） 2 指定地方行政機関 第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><td>札幌管区 気象台</td><td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災<u>気象</u>情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</td></tr></table>	札幌管区 気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	業務内容の更新による修正（札幌管区気象台）
札幌管区 気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。						
札幌管区 気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災 <u>気象</u> 情報の発表、伝達及び開設を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。						
1-9	（略） 第 7 節 市民及び事業所の基本的責務 （略） 1 市民の責務 恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (1) 平常時の備え ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認 イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイ	第 7 節 市民及び事業所の基本的責務 （略） 1 市民の責務 恵庭市における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、<u>一般的に自分は大丈夫という思い込み(正常性バイアス)が働くことを自覚しながら、</u>災害時には自主的な防災活動に努める。 また、市、道及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。 (1) 平常時の備え ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認 イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイ	胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正（北海道）				

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

レットペーパー等の備蓄、非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ウ 隣近所との相互協力関係のかん養 エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 オ 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災意識、応急救護技術等の習得 カ 避難行動要支援者への配慮 キ 自主防災組織の結成 (2) 災害時の対策 (略) エ 避難場所での自主的活動 オ 防災関係機関の活動への協力 カ 自主防災組織の活動 (略)	レットペーパー、<u>冬の災害に備えポータブルストーブ</u>等の備蓄、非常持出用品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>携帯電話充電器</u>等）の準備 ウ 隣近所との相互協力関係のかん養 エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握 オ 防災訓練、研修会等への積極的参加により、防災意識、応急救護技術等の習得 カ <u>町内会や自治会における</u>避難行動要支援者への配慮 キ 自主防災組織の結成<u>による備蓄や訓練の実施</u> (2) 災害時の対策 (略) エ 避難場所での自主的活動<u>や住民が主体となった避難所運営体制の構築</u> オ 防災関係機関の活動への協力 カ 自主防災組織の活動 (略)	備蓄品及び非常持ち出し品の追記等による修正（北海道・恵庭市） 胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正（北海道） 胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正（北海道）
--	--	---

2-2 第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

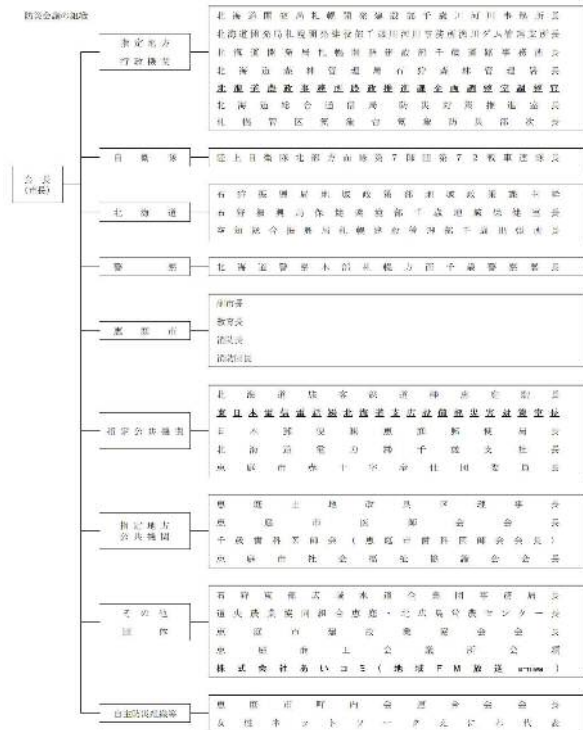
第1節 自然条件（略）

年	気温			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s
	日平均	最高	最低			
27	7.9	31.5	-18.3	1,131.5	73	2.2
28	7.2	30.3	-20.4	1,190.0	64	2.2

注：『1』付きの値は一定以上の割合の欠測を含む。

3-2 第3章 防災体制（略）

第1節 恵庭市防災会議（略）



第2章 恵庭市の地勢と災害の概要

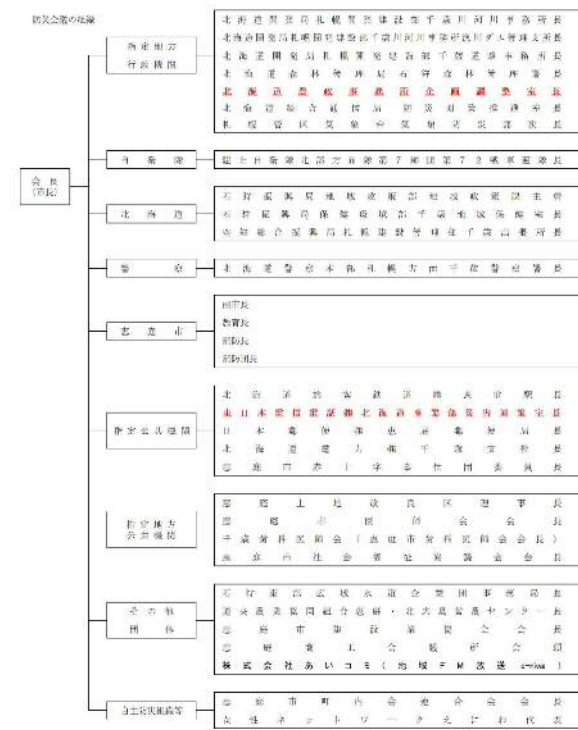
第1節 自然条件（略）

年	気温			降水量 mm	最深積雪 cm	平均風速 m/s
	日平均	最高	最低			
28	7.2	30.3	-20.4	1,190.0	64	2.2
29	6.9	32.6	-22.0	1,086.5	72	2.3
30	7.3	30.6	-23.4	1,241.5	80	2.3

注：『1』付きの値は一定以上の割合の欠測を含む。

第3章 防災体制（略）

第1節 恵庭市防災会議（略）



データの追記

（札幌管区気象台）

機関名の修正

（北海道農政事務所）

（東日本電信電話（株）

3-8 第3章 防災体制

(略)

第3節 防災情報等の通信体制

1 防災気象情報の仕組み

警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表		発表官署 札幌管区气象台	
恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	石狩地方	
	市町村等をまとめた地域	石狩南部	
警報	大雨	浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 114 土壌雨量指数基準 14 土砂災害 114 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14
	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 74 土壌雨量指数基準 9 土砂災害 74 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9
	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	強風	平均風速	13m/s
注意報	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山間部 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等による被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い	
記録的短時間大雨情報	雷	最低気温3℃以下	
	着水		
	着雪	気温0℃ぐらいて、強度並以上の雪が数時間以上継続	

第3章 防災体制

(略)

第3節 防災情報等の通信体制

1 防災気象情報の仕組み

警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表		発表官署 札幌管区气象台	
恵庭市	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	石狩地方	
	市町村等をまとめた地域	石狩南部	
警報	大雨	浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 135 土壌雨量指数基準 14 土砂災害 135 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14 流域雨量指数基準 14
	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 6時間降雪の深さ30cmあるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	大雨	浸水害 土砂災害	表面雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 79 土壌雨量指数基準 9 土砂災害 79 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9 流域雨量指数基準 9
	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	千歳川【裏の沢】
	強風	平均風速	13m/s
注意報	風雪	平均風速	11m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm 山間部 12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等による被害が予想される場合	
	融雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度30% 実行温度60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
	低温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い	
記録的短時間大雨情報	雷	最低気温3℃以下	
	着水		
	着雪	気温0℃ぐらいて、強度並以上の雪が数時間以上継続	

土壌雨量基準の数
値の修正（札幌管
区气象台）

(2) 指定河川洪水予報（略）

種 類	標 題	概 要
洪水警報	千歳川氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	千歳川氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	千歳川氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	千歳川氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断の参考とする。

（略）

3-11 (5) 気象情報

ウ 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

(2) 指定河川洪水予報（略）

洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 （予報文の標題）	発表基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	（氾濫発生）	千歳川 氾濫発生情報	氾濫の発生 （レベル5）	住民の避難完了
レベル4 （危険）	洪水警報	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	千歳川 氾濫危険情報	氾濫危険水位 （レベル4）に到達	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 （警戒）	洪水警報	避難判断水位	千歳川 氾濫警戒情報	避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達することが見込まれる場合	市町村は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル2 （注意）	洪水注意報	氾濫注意水位 （警戒水位）	千歳川 氾濫注意情報	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	水防団出動
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）		水防団待機

（略）

(5) 気象情報

ウ 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

エ 土砂災害警戒情報

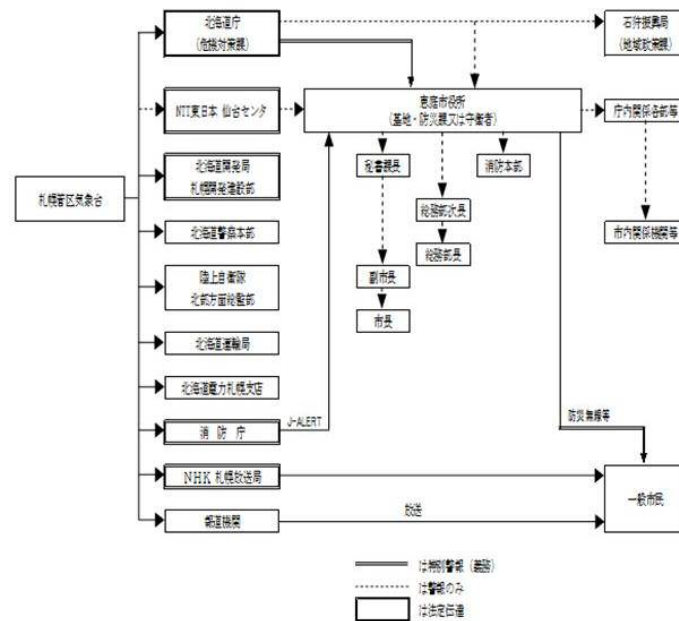
大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、市町村長が防災活動・避難勧告等を検討する際の判断の参考や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の大雨警報（土砂災害）の危険度分布
(<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>) で、実際に危険度が高まっている場所を

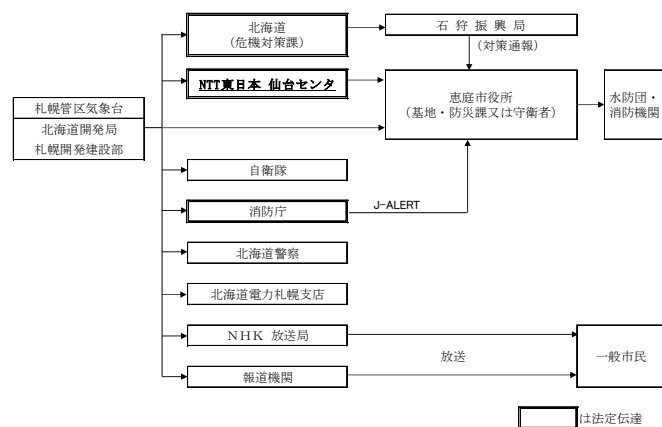
警戒レベルの記載
の追加等
（札幌管区気象
台）

	(新設) カ 火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて恵庭市に伝達される。発表基準は次のとおりである。 <u>実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で 13m/s 以上が予想される場合。</u> <u>ただし、平均風速が 13m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。</u> (略)	<u>確認することができる。</u> <u>防災気象情報と警戒レベル</u> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">警戒レベル</th><th colspan="3">住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><th colspan="2">洪水に関する情報</th><th>土砂災害に関する情報</th></tr><tr><th></th><th>水位情報が ある場合</th><th>水位情報が ない場合</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>警戒レベル5</td><td>氾濫発生情報</td><td>(大雨特別警戒(浸水害))※3</td><td>(大雨特別警戒(土砂災害))※3</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>氾濫危険情報</td><td>・洪水警戒の危険度分布 (非常に危険)</td><td>大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (非常に危険) 大雨警戒(土砂災害)の危険 度分布(極めて危険)</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>氾濫警戒情報</td><td>・洪水警戒 ・洪水警戒の危険度分布(警戒)</td><td>大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (警戒) 大雨警戒(土砂災害)の危険度分布</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>氾濫注意情報</td><td>・洪水警戒の危険度分布(注意)</td><td>(注意)</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※1 可能な範囲で発令 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 ※3 大雨特別警戒は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情 警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル ※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後技術的な改善 注1)市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報 カ 火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに札幌管区気象台が北海道知事に対して通報し、北海道を通じて恵庭市に伝達される。発表基準は次のとおりである。 <u>札幌管区気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> (略)	警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報		水位情報が ある場合	水位情報が ない場合		警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害))※3	(大雨特別警戒(土砂災害))※3	警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警戒の危険度分布 (非常に危険)	大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (非常に危険) 大雨警戒(土砂災害)の危険 度分布(極めて危険)	警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警戒 ・洪水警戒の危険度分布(警戒)	大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (警戒) 大雨警戒(土砂災害)の危険度分布	警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警戒の危険度分布(注意)	(注意)	警戒レベル1				警戒レベルを運用 した防災情報の提 供を追記する修正 (北海道) 新形式による運用 (札幌管区気象 台)
警戒レベル	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																																	
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報																															
	水位情報が ある場合	水位情報が ない場合																																
警戒レベル5	氾濫発生情報	(大雨特別警戒(浸水害))※3	(大雨特別警戒(土砂災害))※3																															
警戒レベル4	氾濫危険情報	・洪水警戒の危険度分布 (非常に危険)	大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (非常に危険) 大雨警戒(土砂災害)の危険 度分布(極めて危険)																															
警戒レベル3	氾濫警戒情報	・洪水警戒 ・洪水警戒の危険度分布(警戒)	大雨警戒(土砂災害)の危険度分布 (警戒) 大雨警戒(土砂災害)の危険度分布																															
警戒レベル2	氾濫注意情報	・洪水警戒の危険度分布(注意)	(注意)																															
警戒レベル1																																		

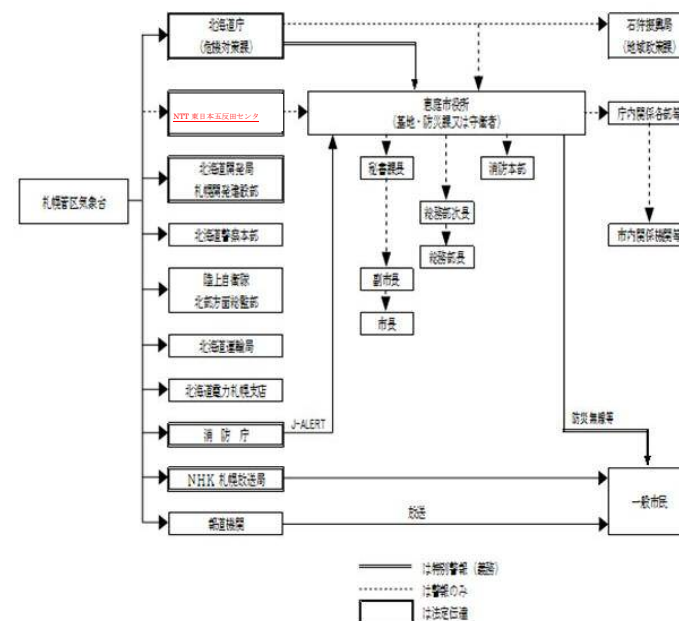
2 防災気象情報の伝達系統



(3) 指定河川洪水予報



2 防災気象情報の伝達系統



(3) 指定河川洪水予報



組織改編による変更（NTT）

組織改編による変更（NTT）

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-5	第 4 章 災害予防計画 (略) 第 2 節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略) 1 食料その他の物資の確保 (1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料 9) を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。 (略) (3) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。 2 防災資機材の整備 市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。 (略) 第 4 節 自主防災組織の育成等に関する計画	第 4 章 災害予防計画 (略) 第 2 節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備 (略) 1 食料その他の物資の確保 (1) 市は「災害用物資備蓄計画」(資料 9) を策定し、災害時における市民等への物資提供のために必要と思われる、食料及び生活必需品等、災害復旧にあたるための資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。<u>その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。</u> (略) (3) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民<u>や事業者</u>に対し、「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、<u>非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池・携帯電話充電器等)の準備や、冬の災害に備えポータブルストーブ</u>等の備蓄に努めるよう啓発を行う。 2 防災資機材の整備 市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、<u>非常用発電機の整備のほか</u>積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。 (略) 第 4 節 自主防災組織の育成等に関する計画	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道・恵庭市)
4-8	(略)	(略)	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

(略) 2 自主防災組織の活動 (略) (1) 平常時の活動 エ 防災訓練の実施 (略) (ア) 情報収集伝達訓練 (略) (イ) 消火訓練 (略) (ウ) 避難訓練 (略) (エ) 救出救護訓練 (略) (オ) 図上訓練 (略) (新設) オ 災害時に支援を要する世帯の把握 (略) (2) 災害時の活動	(略) 2 自主防災組織の活動 (略) (1) 平常時の活動 エ 防災訓練の実施 (略) (ア) 情報収集伝達訓練 (略) (イ) 消火訓練 (略) (ウ) 避難訓練 (略) (エ) 救出救護訓練 (略) (オ) 図上訓練 (略) <u>(カ) 避難所訓練</u> <u>発災後、速やかに避難所運営体制を確立し、避難所を円滑に運営するため、日頃から避難所運営マニュアル等の整備・確認に努めるとともに、避難所開設実施訓練や避難所運営ゲーム北海道版(Doはぐ)等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u> オ 災害時に支援を要する世帯 <u>(避難行動要支援者等)</u> の把握 <u>及び日常的な声掛けなど見守り活動</u> (略) (2) 災害時の活動	避難所訓練の現状に基づく修正 (恵庭市) 自主防災組織の現状の活動に基づく修正 (恵庭市)
--	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-12	ア 地域内の情報の収集及び伝達（略） イ 出火防止及び初期消火（略） ウ 負傷者の救出、救護及び応急手当（略） エ 避難誘導（略） オ 避難所の運営 避難所の運営に関し、被災者自ら<u>が</u>行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。<u>こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。</u> （略） 第 5 節 避難体制整備計画 （略） 4 市の避難対策 （略） (3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や	ア 地域内の情報の収集及び伝達（略） イ 出火防止及び初期消火（略） ウ 負傷者の救出、救護及び応急手当（略） エ 避難誘導（略） オ 避難所の運営 避難所の運営に関し、被災者自ら<u>も</u>行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、<u>地域の</u>自主防災組織等が主体<u>的に又は、近隣の町内会が協力して</u>地域住民による自主的な運営を進める。 第 5 節 避難体制整備計画 （略） 4 市の避難対策 （略） (3) 被災者の把握 被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や	掲載場所の修正 及び避難所運営の 現状に基づく修正 （恵庭市）
4-13	被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や	被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や収容避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。 このため、収容避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-17	避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時に被災者支援システム等を活用し、避難状況を把握することも検討する。 (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 1 安全対策 (1) 恵庭市 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者個別計画の策定等に努めるとともに、避難支援や安否確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 3 外国人に対する対策	避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、災害時に被災者支援システム等を活用し、避難状況を把握することも検討する。 <u>また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u> (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 1 安全対策 (1) 恵庭市 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者個別計画の策定等に努めるとともに、避難支援や安否確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、<u>電子媒体と紙媒体の両方で保管する等</u>、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 (略) 第6節 避難行動要支援者対策計画 (略) 3 外国人に対する対策	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
------	---	---	---

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-18	(略) (1) 多言語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 (新設) (略) 第7節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話等の無線通信システムも含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道等を通じた一体的な整備を図るものとする。 (略) (新設) (略)	(略) (1) 多言語による広報の充実 (2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 <u>(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置</u> 第7節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 2 <u>災害時において停電の発生も想定し、</u>被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線通信システム(戸別受信機を含む)の整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話等の無線通信システムも含め、避難行動要支援者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道等を通じた一体的な整備を図るものとする。 (略) <u>6 災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。</u> <u>なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努めるものとする。</u>	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正及 び災害時における 通信手段の確保に 向けた対応に伴う 修正(北海道ほか)
4-20			

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4-21	第 9 節 消防計画 消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防除し、<u>その被害を軽減することにある。</u> なお、発災時の部隊活動要領等必要な事項は、恵庭市消防計画の定めるところによる。 (略) 第 1 0 節 重要警戒区域及び整備計画 (略) (1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する資料 1 9 ～ 2 2 のとおりである。 ア 重要水位防区域 (略) イ 土砂災害警戒区域 (略) ウ 急傾斜地一覧表 (略) <u>(新設)</u> (略) 第 1 6 節 積雪・寒冷対策計画 (略)	第 9 節 消防計画 消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災 <u>又は地震等の</u>災害を防除し、<u>及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。</u> なお、発災時の部隊活動要領等必要な事項は、恵庭市消防計画の定めるところによる。 (略) 第 1 0 節 重要警戒区域及び整備計画 (略) (1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する資料 1 9 ～ 2 2 のとおりである。 ア 重要水位防区域 (略) イ 土砂災害警戒区域 (略) ウ 急傾斜地一覧表 (略) <u>(2) 災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に記載する資料 2 0 のとおりである。</u> (略) 第 1 6 節 積雪・寒冷対策計画 (略)	消防組織法第 1 条 の文言に合わせた 修正 (全国消防長 会北海道支部) 道管理河川を追記 (北海道)
4-34			

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

4 寒冷対策の推進 (1) 被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。 (新設) (2) 収容避難所対策 市は、収容避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。 また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 なお、道と連携し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な収容避難所の確保に努める。 (略) (4) 住宅対策 市及び道は、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、収容避難所の早期解消に努	4 寒冷対策の推進 (1) 被災者及び避難者対策 市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。 <u>(2) 北海道</u> <u>北海道は、市町村における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める</u> <u>(3) 収容避難所対策</u> 市は、収容避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める <u>とともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。</u> <u>また、道と連携し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な収容避難所の確保に努める。</u> <u>なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬季間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。</u> (略) <u>(5) 住宅対策</u> 市及び道は、<u>応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証を進め、改善に努める。</u>	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正
---	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

	<u>めることを基本とする。</u> (略) 第 5 章 災害応急対策計画 第 6 節 避難対策計画 (略) 3 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 避難実施責任者は、避難の勧告、指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。	(略) 第 5 章 災害応急対策計画 第 6 節 避難対策計画 (略) 3 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 避難実施責任者は、<u>避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するために、</u>避難の勧告、指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。	(北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
5-17	(略) 3 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 避難実施責任者は、避難の勧告、指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。	(略) 3 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の周知 避難実施責任者は、<u>避難勧告等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するために、</u>避難の勧告、指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防本部等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。	
5-19	(略) (3) 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示(緊急)の基準 ア 避難準備・高齢者等避難開始(略) イ 避難勧告(略) ウ 避難指示(緊急)(略) <u>(新設)</u>	(略) (3) 避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告・避難指示(緊急)の基準 ア 避難準備・高齢者等避難開始(略) イ 避難勧告(略) ウ 避難指示(緊急)(略)	

5-21	(略) (1) 収容避難所の確保 ア 発災時には必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し収容避難所を確保するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 また、<u>必要があれば</u>、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て収容避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を収容避難所として借り上げる等、多様な収容避難所の確保に努めるものとする。 (略)	<table><tr><th>警戒レベル</th><th>住民がとるべき行動</th><th>住民に行動を促す情報</th></tr><tr><td></td><td></td><td>避難情報等</td></tr><tr><td>警戒レベル5</td><td>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</td><td>災害発生情報※1</td></tr><tr><td>警戒レベル4</td><td>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</td><td>・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2</td></tr><tr><td>警戒レベル3</td><td>高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</td><td>避難準備・高齢者等避難開始</td></tr><tr><td>警戒レベル2</td><td>避難に備え自らの避難行動を確認する。</td><td>洪水注意報 大雨注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル1</td><td>災害への心構えを高める。</td><td>早期注意情報</td></tr></table> ※1 可能な範囲で発令 ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (略) (1) 収容避難所の確保 ア 発災時には必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し収容避難所を確保するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 <u>なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。</u> また、<u>要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ</u>、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として確保する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を収容避難所として借り上げる等、多様な収容避難所の確保に努めるものとする。 (略)	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報			避難情報等	警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1	警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2	警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報	警戒レベルを運用した防災情報の提供を追記する修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報																						
		避難情報等																						
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※1																						
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2																						
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始																						
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報																						
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報																						
5-22	ウ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知	ウ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知																						

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-22	識等の普及に努めるものとする。この際に、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 (新設) エ 収容避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び収容避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 オ 収容避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	識等の普及に努めるものとする。この際に、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所に<u>関与</u>できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。</u> <u>エ 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。</u> <u>オ 収容避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び収容避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u> <u>カ 収容避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、避難者が必要としている生活情報等の収集及び発信、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、</u>専門家等との情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による救護所の設置の有無及び巡回頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や収容避難所の衛生状態の把握に努め、相談窓口の設置等、必要な措置を講じるよう努め	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 意思疎通支援条例 の施行に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震の教訓 に基づく修正 (恵庭市) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
------	--	--	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-23	<u>カ</u>（略） <u>キ</u> 市及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。 <u>（新設）</u> <u>ク</u>（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略）	るものとする。 <u>キ</u>（略） <u>ク</u> 市及び北海道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。 <u>ケ 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。</u> <u>コ</u>（略） <u>サ 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬季間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。</u> <u>また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。</u> <u>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</u> <u>シ 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める</u>	避難者支援活動の 明確化を図るため 明記する修正（北海道警察） 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 （北海道）
------	---	--	---

5-34	第9節 交通応急対策計画 災害時における道路、航空交通の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。(総務対策部、建設対策部) 1 交通応急対策の実施 (新設) (略) (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 10,788.2 kmに上っている。 ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 6,946.5 km〉 イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、	<u>ものとする。</u> <u>なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。</u> (略) 第9節 交通応急対策計画 災害時における道路、航空交通の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。(総務対策部、建設対策部) 1 交通応急対策の実施 <u>発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。</u> (略) (2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長 緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は 10,942 kmに上っている。 ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク 道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,092 km〉 イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市役所、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延	防災基本計画の修正に伴う修正(北海道)
------	---	--	----------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-38	ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 <u>3,581.4</u> km〉 ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク その他の道路〈道路延長 <u>260.3</u> km〉 (略) 第11節 食料供給計画 (略) 2 食料の供給 (1) 恵庭市 ア 知事への要請 原則として市が直接、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達を市内業者及び「災害時における物資の供給に関する協定」締結業者等から調達するものとする が、食料の調達及び配給が困難な場合には、その確保について石狩振興局長を通じ知事に要請する。 イ 食料の受領 知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合は、この限りでない。）	長 <u>3,579</u> km〉 ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク その他の道路〈道路延長 <u>271</u> km〉 (略) 第11節 食料供給計画 (略) 2 食料の供給 (1) 恵庭市 ア 知事への要請 原則として市が直接、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達を市内業者及び「災害時における物資の供給に関する協定」締結業者等から調達するものとする が、食料の調達及び配給が困難な場合には、その確保について石狩振興局長を通じ知事に要請する。 <u>なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、総合振興局若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。</u> イ 食料の受領 知事の指示（交通通信の途絶のため指示の受けられない場合は、この限りでない。）	要領改正による文言及び様式の修正（北海道）
------	---	---	------------------------------

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-42	に基づいて、食料を受領し、被災者等に配給する。 (2) 北海道 知事は、市長から要請があったとき<u>は、</u>食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。 <u>また、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。</u> なお、米穀については、必要に応じ、「<u>災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例</u>」により、<u>農林水産省政策統括官と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</u> (略) 第 1 2 節 給水計画 (略) 2 給水の実施 市は、災害の発生等で、飲料水の供給ができなくなった場合、「<u>管路事故・給水装置凍結事故対策マニュアル</u>」、「<u>風水害対策マニュアル</u>」、「<u>水質汚染事故・テロ対策マニュアル</u>」、「<u>施設事故・停電・渇水対策マニュアル</u>」（平成 2 3 年 1 1 月水道部作成）の該当する何れかのマニュアルに基づき、応急給水業務に万全を期するものとする。	に基づいて、食料を受領し、被災者等に配給する。 (2) 北海道 知事は、市長から要請があったとき<u>又は、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が配給されるよう十分な配慮のもと、</u>食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。 <u>また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。</u> なお、米穀については、必要に応じ、<u>米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章第 11 の規定</u>により、<u>政策統括官から災害救助用米穀を確保し、市に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</u> (略) 第 1 2 節 給水計画 (略) 2 給水の実施 市は、災害の発生等で、飲料水の供給ができなくなった場合、<u>危機管理対策マニュアル（Ⅰ 管路事故・給水装置凍結事故・テロ対策マニュアル、Ⅱ 地震対策マニュアル、Ⅲ 風水害対策マニュアル、Ⅳ 水質汚染事故・テロ対策マニュアル、Ⅴ 施設事故・停電・渇水対策マニュアル）</u>に基づき、応急給水業務に万全を期するものとする。	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道) 現状にあわせた修正 (恵庭市)
------	---	--	--

(略) (3) 給水方法 (略) ア 給水拠点場所 (ア) 牧場配水池旧量水器室 (イ) 牧場系幹線弁室 (ウ) 柏木配水池 <u>(エ) 恵庭浄水場浄水池</u> イ 運搬給水拠点 (略) ウ 受水槽施設者等の利用協力 (略) <u>(新設)</u> (略) 4 給水拠点などの平均保有水量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>保有水量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牧場配水池</td><td>5,200 m³</td><td>6,510 m³×80%</td></tr> <tr> <td>柏木配水池</td><td>4,690 m³</td><td>6,700 m³×70%</td></tr> <tr> <td><u>恵庭浄水場浄水池</u></td><td><u>200 m³</u></td><td><u>500 m³×40%</u></td></tr> <tr> <td>サッポロビール(株)北海道工場</td><td>1,600 m³</td><td>戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m³×2 基</td></tr> </tbody> </table>	施設名	保有水量	備考	牧場配水池	5,200 m ³	6,510 m ³ ×80%	柏木配水池	4,690 m ³	6,700 m ³ ×70%	<u>恵庭浄水場浄水池</u>	<u>200 m³</u>	<u>500 m³×40%</u>	サッポロビール(株)北海道工場	1,600 m ³	戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m ³ ×2 基	(略) (3) 給水方法 (略) ア 給水拠点場所 (ア) 牧場配水池旧量水器室 (イ) 牧場系幹線弁室 (ウ) 柏木配水池 <u>(削除)</u> イ 運搬給水拠点 (略) ウ 受水槽施設者等の利用協力 (略) <u>エ 給水場所の周知</u> <u>応急給水活動を実施する場合において、支援対策部と連携し、あらゆる情報伝達手段を講じて、市民に周知を行うものとする。</u> (略) 4 給水拠点などの平均保有水量 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>保有水量</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牧場配水池</td><td>5,200 m³</td><td>6,510 m³×80%</td></tr> <tr> <td>柏木配水池</td><td>4,690 m³</td><td>6,700 m³×70%</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>サッポロビール(株)北海道工場</td><td>1,600 m³</td><td>戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m³×2 基</td></tr> </tbody> </table>	施設名	保有水量	備考	牧場配水池	5,200 m ³	6,510 m ³ ×80%	柏木配水池	4,690 m ³	6,700 m ³ ×70%	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	サッポロビール(株)北海道工場	1,600 m ³	戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m ³ ×2 基	現状にあわせた修正 (恵庭市) 胆振東部地震の教訓に基づく修正 (恵庭市) 現状にあわせた修正 (恵庭市)
施設名	保有水量	備考																														
牧場配水池	5,200 m ³	6,510 m ³ ×80%																														
柏木配水池	4,690 m ³	6,700 m ³ ×70%																														
<u>恵庭浄水場浄水池</u>	<u>200 m³</u>	<u>500 m³×40%</u>																														
サッポロビール(株)北海道工場	1,600 m ³	戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m ³ ×2 基																														
施設名	保有水量	備考																														
牧場配水池	5,200 m ³	6,510 m ³ ×80%																														
柏木配水池	4,690 m ³	6,700 m ³ ×70%																														
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																														
サッポロビール(株)北海道工場	1,600 m ³	戸磯 542 番地 1 号 貯水槽 1,000 m ³ ×2 基																														

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-45	(略) 第 1 4 節 衣料、生活必需品等物資供給計画 (略) 1 実施責任 (2) 北海道 ア 知事は、災害時における災害救助用物資について、市長等の要請に基づき幹旋及び調達を行うものとする。 なお、市における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。 また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。 イ 市長に物資を配分送達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給（貸）与するよう<u>指導</u>する。 (略) 第 1 5 節 石油類燃料供給計画 (略) 1 実施責任 (1) 恵庭市	(略) 第 1 4 節 衣料、生活必需品等物資供給計画 (略) 1 実施責任 (2) 北海道 ア 知事は、災害時における災害救助用物資について、市長等の要請に基づき幹旋及び調達を行うものとする。 なお、市における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市長からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。 また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。 イ 市長に物資を配分送達するときは、<u>無償・有償の区分を明確化するとともに</u>、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給（貸）与するよう<u>助言</u>する。 (略) 第 1 5 節 石油類燃料供給計画 (略) 1 実施責任 (1) 恵庭市	胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
5-48	(略) 第 1 5 節 石油類燃料供給計画 (略) 1 実施責任 (1) 恵庭市	(略) 第 1 5 節 石油類燃料供給計画 (略) 1 実施責任 (1) 恵庭市	

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設における<u>暖房用</u>燃料の確保に努めるものとする。 (略) (2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、<u>市長等の要請により幹旋及び調達を行うものとする。</u> また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 (新設) 2 石油類燃料の確保 (略) また、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度のある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。	市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設<u>等</u>における<u>石油類</u>燃料の確保に努めるものとする。 (略) (2) 北海道 知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、<u>災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設及び市町村等の要請に基づき北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。</u> また、市の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。 (3) <u>指定地方行政機関</u> <u>北海道経済産業局</u> <u>灯油、ガソリン等の燃料に関する需給・価格動向等の把握及び情報提供を行うものとする。</u> 2 石油類燃料の確保 (略) また、<u>道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核 S S、住民拠点 S S 及び北海道地域サポート S S の営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、</u>燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度のある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。	用途を限定しないための修正（北海道） 胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正（北海道） 災害時における円滑な燃料供給体制実現に向けた検討会報告書に基づく修正（北海道経済産業局） 胆振東部地震災害検証委員会の提言等に基づく修正（北海道）
---	---	---

5-49	3 平常時の取組 道は、関係団体等と協力して、道民に対し、車両等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。 (略) 第16節 電力施設災害応急計画 1 北海道電力㈱ (略) イ 情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡するものとする。 (略) エ 広報	3 平常時の取組 <u>道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市町村担当者に対して、災害時の燃料の要請窓口や手順等を周知する。</u> <u>また、道は、関係団体等と協力して、道民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。</u> <u>北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。</u> (略) 第16節 電力施設災害応急計画 1 北海道電力㈱ (略) イ 情報収集・提供 所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡するものとする。 <u>また、北海道災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。</u> (略) エ 広報	災害時における円滑な燃料供給体制 実現に向けた検討 会報告書に基づく 修正（北海道経済産業局） 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 （北海道電力株）
------	--	---	--

5-51	災害による停電及び使用制限に当たっては、<u>停電状況及び復旧見込等を直接又は報道機関及びインターネットホームページを通じて速やかに周知を図るものとする。</u> (略) キ 応急工事 災害時において、<u>復旧順位、難易及び人員、資材の動員等を考慮して応急工事を行い、極力送電の確保に努めるものとする。</u> (略) 第17節 ガス施設災害応急計画 (略) 2 応急対策 (略) (イ) 製造設備、供給設備 <u>ガス事業者の製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。</u> <u>① 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備等においては、特に諸施設の災害予防について応急施策を講じこれの強化を図る。</u> <u>② 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、又道路掘削場所は速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置すること。</u> <u>③ 電気設備、電話線等の保守</u>	災害時の停電、<u>復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS (Twitter、Facebook)、ラジオ及び報道機関など</u>を通じて、速やかに周知を図るものとする。 (略) キ 応急工事 災害に伴う応急工事については、<u>恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。</u> (略) 第17節 ガス施設災害応急計画 (略) 2 応急対策 (略) (イ) 製造設備、供給設備 <u>被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	製造設備、供給設備に対する非常災害時の事前対策を記載する修正（北海道ガス）
------	--	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

<u>④ その他設備ごとに対策を立てて強化を図る。</u> ウ 人員の動員連絡の徹底 (ア) (略) (イ) 社外<u>社</u>(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。 (ウ) 道に<u>応援</u>を要請する場合は、道の災害対策(連絡)本部と密接な連絡をとるものとする。 (略) カ 火災、中毒事故防止対策 <u>広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。</u> <u>(ア) 無断ガス工事を禁止する。</u> <u>(イ) ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。</u> <u>(ウ) 災害の発生が予想されるときは前もってメーターガス栓の閉止をする。</u> <u>(新設)</u> (2) 災害発生時の対策 災害発生時には、ガス事業法<u>第 30 条</u>により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防本部・警察と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。	<u>(削除)</u> ウ 人員の動員連絡の徹底 (ア) (略) (イ) 社外(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。 (ウ) 道に<u>協力</u>を要請する場合は、道の災害対策(連絡)本部と密接な連絡をとるものとする。 (略) カ <u>広報</u> <u>災害時の広報(テレビ、ラジオやホームページ等)に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。</u> <u>(エ) 重要施設への臨時供給</u> <u>地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。</u> (2) 災害発生時の対策 災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、消防本部・警察と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。	誤記の修正及び実情に併せた修正(北海道ガス) 広報活動に関わる事前対策を記載する修正(北海道ガス) 病院等の重要施設への事前対策を記載する修正(北海道ガス) ガス事業法改正による修正(北海道ガス)
---	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-55	(略) 第 1 8 節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 (略) 2 医療救護活動の実施 (略) (2) 北海道 (略) エ 独立行政法人労働者<u>健康</u>福祉機構 道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 (略) コ 北海道看護協会 道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。 5-56 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。 (略) 第 2 1 節 飼養動物対策計画 (略)	(略) 第 1 8 節 医療救護・助産及び歯科医療救護計画 (略) 2 医療救護活動の実施 (略) (2) 北海道 (略) エ 独立行政法人労働者<u>安全</u>福祉機構 道の要請により、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。 (略) コ 北海道看護協会 道の要請に基づき、看護職を派遣し、<u>災害支援ナース等</u>看護職医療救護活動を行う。 なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。 (略) <u>第 2 1 節 飼養動物対策計画</u> <u>(略)</u>	組織名改変による 修正（北海道） 実情に合わせる修 正（北海道看護協 会）
------	--	--	---

5-64	2 飼養動物の取扱い (1) (略) <u>(2) 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。</u> (3) 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第 2 2 節 文教対策計画 (略) 1 実施責任 (1) 学校管理者等 ア 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。 (略) 6 文化財等保全対策	<u>2 飼養動物の取扱い</u> (1) <u>(略)</u> <u>(削除)</u> <u>(2) 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。</u> <u>(3) 同行避難</u> <u>災害発生時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。</u> 第 2 2 節 文教対策計画 (略) 1 実施責任 (1) 学校管理者等 ア 防災上必要な体制の整備 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から<u>災害種別に応じた安全確保に努めるとともに</u>、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。 (略) 6 文化財等保全対策	記載方法の変更に 伴う修正(北海道) 胆振東部地震災害 検証委員会の提言 等に基づく修正 (北海道)
-------------	--	---	--

恵庭市地域防災計画 一般災害対策編 新旧対照表

資料 1 - 1

5-98	文化財保護法、北海道文化財保護条例及び恵庭市文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。 （略） 第3 4 節 ボランティア活動の支援調整計画 （略） 4 災害ボランティアセンターの設置 市は、被害の状況により、災害復旧及び被災者支援において、ボランティア等の支援が必要となる場合、直ちに恵庭市社会福祉協議会と調整の上、「災害ボランティアセンター」を公共施設等に設置し、その運営を恵庭市社会福祉協議会へ要請する。 （略） 第6章 事故災害対策計画 <u>（新設）</u>	文化財保護法、北海道文化財保護条例及び恵庭市文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、<u>文化的景観</u>、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。 （略） 第3 4 節 ボランティア活動の支援調整計画 （略） 4 災害ボランティアセンターの設置 市は、被害の状況により、災害復旧及び被災者支援において、ボランティア等の支援が必要となる場合、直ちに恵庭市社会福祉協議会と調整し、<u>災害対策本部の協議・決定</u>の上、「災害ボランティアセンター」を公共施設等に設置し、その運営を恵庭市社会福祉協議会へ要請する。 （略） 第6章 事故災害対策計画 <u>第7節 大規模停電災害対策計画</u> <u>1 基本方針</u> <u>大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図</u>	文化財保護法の記載に合わせた修正（北海道） 現状に合わせた修正（恵庭市） 胆振東部地震災害
------	--	---	--

	<u>るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</u> <u>2 災害予防</u> <u>関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。</u> <u>(1) 実施事項</u> <u>ア 北海道電力㈱</u> <u>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。</u> <u>(イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。</u> <u>(ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。</u> <u>イ 北海道経済産業局</u> <u>電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。</u> <u>ウ 北海道産業保安監督部</u> <u>(ア) 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。</u> <u>(イ) 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。</u>	検証委員会の提言等に基づく修正 (北海道)
--	---	----------------------------------

		<u>エ 防災関係機関</u> <u>(ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</u> <u>(イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。</u> <u>(ウ) 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。</u> <u>(エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>(オ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。</u> <u>オ 病院等の防災上重要な施設</u> <u>病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</u> <u>3 災害応急対策</u> <u>(1) 情報通信</u> <u>大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</u> <u>ア 情報通信連絡系統</u>	
--	--	--	--

		<u>大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記 1 のとおりとする。</u> <u>イ 実施事項</u> <u>(7) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</u> <u>(4) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</u> <u>(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</u> <u>(2) 災害広報</u> <u>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第 5 章第 5 節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。</u> <u>ア 実施機関</u> <u>恵庭市、北海道、北海道警察、北海道電力㈱</u> <u>イ 実施事項</u> <u>実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</u> <u>(7) 停電及び停電に伴う災害の状況</u>	
--	--	---	--

		<u>(イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報</u> <u>(ウ) 停電の復旧の見通し</u> <u>(エ) 避難の必要性等、地域に与える影響</u> <u>(オ) その他必要な事項</u> <u>(3) 応急活動体制</u> <u>ア 恵庭市</u> <u>市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</u> <u>イ 北海道</u> <u>知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。</u> <u>ウ 防災関係機関</u> <u>関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</u> <u>エ 北海道電力㈱</u> <u>(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。</u> <u>(イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。</u>	
--	--	--	--

		<u>(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</u> <u>(4) 消防活動</u> <u>大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</u> <u>ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助</u> <u>イ 火災発生に対する迅速な消火活動</u> <u>ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送</u> <u>(5) 医療救護活動</u> <u>道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。</u> <u>その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第 5 章第 18 節「医療救護・助産及び歯科医療救護計画」の定めにより実施する。</u> <u>(6) 交通対策</u> <u>災害の拡大防止及び交通の確保のため、第 5 章第 9 節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</u> <u>ア 北海道警察</u> <u>信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。</u> <u>イ 道路管理者</u> <u>ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ必要に</u>	
--	--	---	--

		<u>応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。</u> <u>(7) 避難所対策</u> <u>大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第 5 章第 6 節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。</u> <u>(8) 応急電力対策</u> <u>ア 緊急的な電力供給</u> <u>北海道電力㈱は、道や恵庭市と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。</u> <u>イ 通信機器等の充電対策</u> <u>関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有してる被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。</u> <u>(9) 給水対策</u> <u>恵庭市（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。</u> <u>(10) 石油類燃料の供給対策</u> <u>道及び恵庭市は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第 5 章第 1 5 節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。</u> <u>(11) 防犯対策</u> <u>北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。</u>	
--	--	---	--

(12) 自衛隊派遣要請

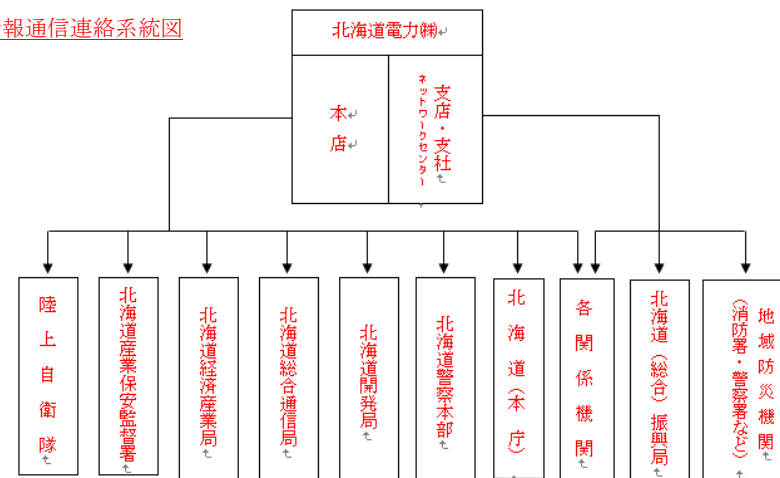
知事等法令で定める者は、第 5 章第 3 1 節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

道、恵庭市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第 5 章第 3 2 節「広域応援要請計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

記 1

情報通信連絡系統図



上記のほか、北海道電力㈱と北海道の管理職によるホットラインを設置

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	変更の必要性等
1-3	第 1 章 災害予防計画 (略) 第 5 節 市民及び事業所の基本的責務 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。 市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、い つどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のた めの備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災に 習熟し、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え ア (略) イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、ト イレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） の準備 (略) キ 避難行動要支援者への配慮 ク 自主防災組織の結成 (略) (2) 災害時の対策 (略)	第 1 章 災害予防計画 (略) 第 5 節 市民及び事業所の基本的責務 「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。 市民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとと もに、<u>一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚 しながら</u>、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、 い つどこでも起こりうる地震等の災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のた めの備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災 に習熟し、その実践を促進する運動を展開することが必要である。 1 市民の責務 (略) (1) 平常時の備え ア (略) イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、ト イレットペーパー、<u>冬の災害に備えポータルブルストープ</u>等の備蓄、非常持出品（救 急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>携帯電話充電器</u>等）の準備 (略) キ <u>町内会や自治会における要配慮者</u>への配慮 ク 自主防災組織の結成<u>による備蓄や訓練の実施</u> (略) (2) 災害時の対策 (略)	胆振東部地震災 害検証委員会の提 言等に基づく修正 (北海道) 胆振東部地震災 の教訓に基づく修 正（恵庭市） 備蓄品及び非常持 ち出し品の追加記 載による修正（北 海道）

恵庭市地域防災計画 地震災害対策編 新旧対照表

頁	現 行	改 正 案	変更の必要性等
4-1	エ 避難場所での自主的活動 (略) 第 4 章 災害予防計画 (略) 第 1 節 市民の心構え 1 家庭における措置 (1) 平常時の心得 (略)	エ 避難場所での自主的活動<u>や住民が主体となった避難所運営体制の構築</u> (略) 第 4 章 災害予防計画 (略) 第 1 節 市民の心構え 1 家庭における措置 (1) 平常時の心得 (略)	胆 振 東 部 地 震 災 害検証委員会の提 言等に基づく修正 (北海道)
	カ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、ト イレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池<u>等</u>） を準備する。 第 5 章 第 1 7 節 生活関連施設対策計画 5 通信 (1) 応急復旧 <u>東日本電信電話(株)北海道支店</u>などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確 保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異 常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施 するなどの対策を講ずるものとする。	カ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、ト イレットペーパー、<u>冬の災害に備えポータブルストーブ</u>等の備蓄、非常持出品（救 急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、<u>携帯電話充電器</u>等）を準備する。 第 1 7 節 生活関連施設対策計画 5 通信 (1) 応急復旧 東日本電信電話(株)<u>北海道事業部</u>などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を 確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は 異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実 施するなどの対策を講ずるものとする。	胆 振 東 部 地 震 災 の教訓に基づく修 正（恵庭市） 備蓄品及び非常持 ち出し品の追加記 載による修正（北 海道） 組 織 名 称 の 修 正 (東日本電信(株))

頁	現行	改正（案）	変更の必要性等
3-7	第3章 防災体制（略） 第3節 火山現象に関する情報（略） 4 火山の状況に関する解説情報（臨時） 噴火警戒レベル<u>引き上げの基準に至らない火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する。</u> 5 火山の状況に関する解説情報 <u>火山活動が活発な場合等に火山の情報を知らせるために定期的に発表する。</u> （略） 8 火山現象に関する情報等 （1）火山活動解説資料	第3章 防災体制（略） 第3節 火山現象に関する情報（略） 4 火山の状況に関する解説情報（臨時） 噴火警戒レベル<u>の引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報。 5 火山の状況に関する解説情報 <u>現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い</u>が、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報。 （略） 8 火山現象に関する情報等 （1）火山活動解説資料	内部更新による修正（札幌管区気象台）
3-9	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。 <u>(2) 週間火山概況</u> <u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。</u> <u>(3) 月間火山概況</u> 前月一箇月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて<u>臨時に</u>発表する。 <u>(削除)</u> <u>(2)</u> 月間火山概況 前月一箇月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。	週間火山概況の終了による修正（札幌管区気象台）

表する。

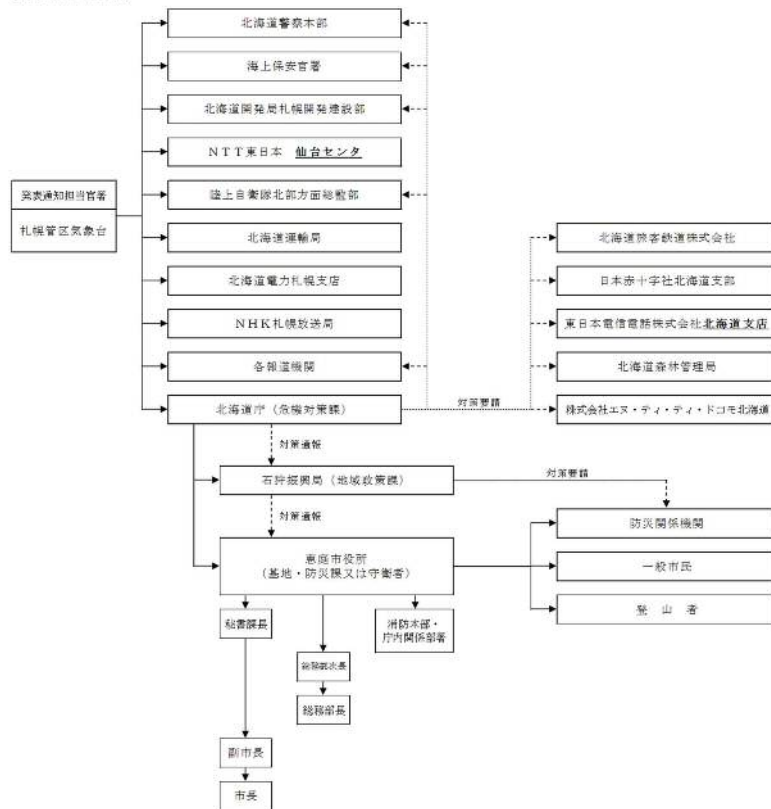
(4) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等情報を直ちに発表する。

(略)

1 1 噴火警報及び噴火予報の伝達 (略)

【噴火警報等伝達系統図】



※ 気象官署の法定伝達機関は、北海道警察本部、海上保安官署、NHK放送局、NTT東日本・NTT西日本、北海道である。
 ※ 北海道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
 ※ NHK放送局は直ちに通知された事項を放送しなければならない。
 ※ NTT東日本・NTT西日本は直ちに関係市町村に通知しなければならない。

する。

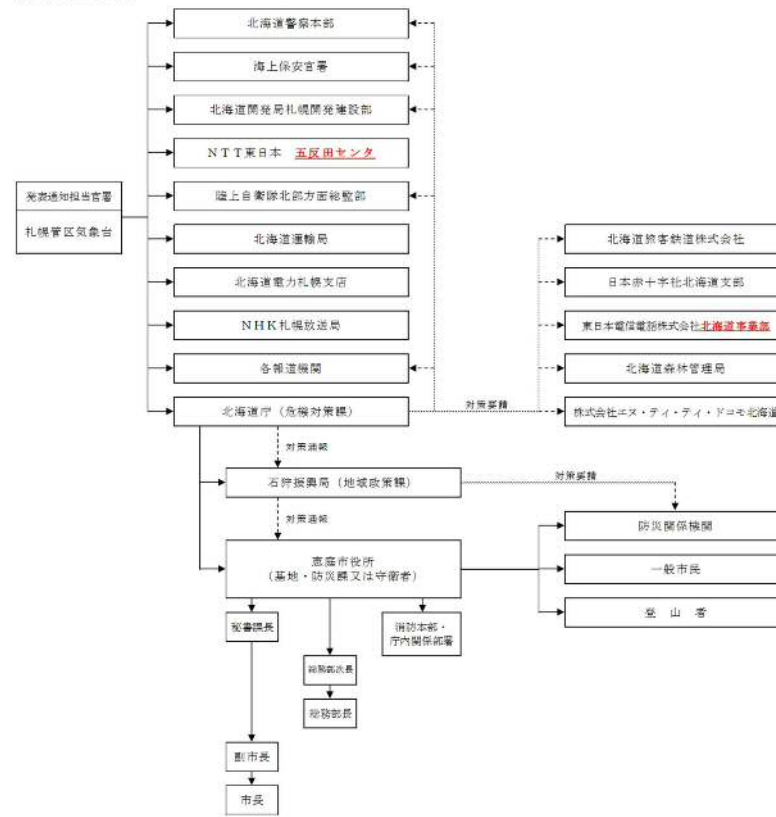
(3) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等情報を直ちに発表する。

(略)

1 1 噴火警報及び噴火予報の伝達 (略)

【噴火警報等伝達系統図】



※ 気象官署の法定伝達機関は、北海道警察本部、海上保安官署、NHK放送局、NTT東日本・NTT西日本、北海道である。
 ※ 北海道警察本部は、直ちに関係する警察署を通じ、関係市町村に通知しなければならない。
 ※ NHK放送局は直ちに通知された事項を放送しなければならない。
 ※ NTT東日本・NTT西日本は直ちに関係市町村に通知しなければならない。

組織名称の修正
 (東日本電信電話株)